

## アイスランドにおける火山噴火による海外旅行保険のお取扱いについて

現在、アイスランドにおける火山噴火による噴煙の影響で、安全確保のために航空会社は欧州発着路線の運航を一時休止しており、航空便の運航に大きな支障が生じています。

本噴火に関する当社海外旅行保険のお取扱いについてお知らせいたします。(2010年4月20日現在)

### (1) ご契約の保険期間の自動延長について

現在、欧州に滞在されていて、空港が閉鎖されているため日本に帰国できずに保険契約の終期を迎える被保険者様(補償の対象となる方をいいます。)については、「空港が開放されて振替便などに搭乗して帰国し自宅に帰着するまで」保険契約の終期を自動的に延長します。

(期間延長のお手続きや追加保険料のお支払いは不要です。)

ただし、空港閉鎖の解除後にも関わらず、被保険者様自ら滞在期間を延長したり、他国への観光を行うなどの場合については、通常の保険期間の延長の手続きが必要となります。

### (2) お支払いする保険金について

保険金の種類	保険金のお支払い
・旅行変更費用補償特約	「アイスランドにおける火山噴火」により、出国を中止または中途帰国された場合に支出された費用は、 <u>保険金お支払いの対象になります。</u>  【噴火発生後にこの特約をセットされた場合のお取扱い】 噴火発生後にこの特約をセットされた場合、本件を理由とする費用は、保険金お支払いの対象にはなりませんので、ご注意ください。
・旅行中の事故による緊急費用補償特約 ・航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 ・航空機遅延費用等補償特約	「アイスランドにおける火山噴火」によって発生した費用は <u>保険金お支払いの対象外です。</u>

(※) 「アイスランドにおける火山噴火による航空機の運行状況等」については、各航空会社等のホームページを参照してください。

以上